

最高裁秘書第3485号

令和7年11月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、函館地方裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示に関する事項は、別途函館地方裁判所から通知されます。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

函館地裁の電話番号表（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年1月24日付け（同月27日受付）

2 答申番号

令和7年度（情）答申第38号

3 判断及びその理由

「函館地方家庭裁判所合同庁舎内線電話番号等一覧表」のうち、別紙記載の各部分を除く原判断において不開示とした部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号又は第6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、当該部分を不開示とした原判断は相当である。

一方、別紙記載の各部分は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2に基づく部分開示として、開示することとした。

(担当) 秘書課(文書開示第二係) 電話03(4233)5240(直通)

別紙

- 1 3階に所在する部課室名のうち、「多目的室」欄の直上に記載された部課室名
- 2 1階に所在する部課室名のうち、所属課係等欄に「手続案内室」と記載された欄の直下の欄に記載された部課室名
- 3 1階に所在する部課室名のうち、「宿直室」欄の直上の欄に記載された部課室名